

青森大学オープンカレッジ規則

(設 置)

第1条 青森大学に青森大学オープンカレッジ（以下「オープンカレッジ」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 オープンカレッジは、青森大学における研究と教育の成果を社会に還元し、地域文化の向上と活性化に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 オープンカレッジは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総合学習講座としての「オープンカレッジ市民大学」講座の開講
- (2) 趣味・教養を深めるための講座の開講
- (3) ふるさとの文化・自然などを学ぶ講座の開講
- (4) その他オープンカレッジの目的に合致すると認められる事業

(構 成)

第4条 オープンカレッジには、所長及び必要に応じて副所長、事務員を置く。

(所 長)

第5条 オープンカレッジ所長は、オープンカレッジの活動に関する事項を統括する。

- 2 オープンカレッジ所長は、学長が任命する。
- 3 オープンカレッジ所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副所長)

第6条 オープンカレッジ副所長は、オープンカレッジ所長を補佐し、所長に事故のあるときは、その職務を代行する。

- 2 オープンカレッジ副所長は、学長が任命する。
- 3 オープンカレッジ副所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会議)

第7条 オープンカレッジに運営委員会議を置く。

- 2 運営委員会議は、運営に関するすべての事項を審議する。
- 3 運営委員会議は、次の委員をもって組織する
 - (1) 青森大学学長
 - (2) 法人本部長
 - (3) 経営戦略局長
 - (4) 社会連携センター長
 - (5) オープンカレッジ所長及び副所長

(事務局)

第8条 オープンカレッジの事務は、青森大学経営戦略局が行う。

2 事務局は、各講座の庶務及び会計事務を担当する。

(監 査)

第9条 オープンカレッジの事業実施状況及び会計の監査は、社会連携センター長が行う。

(改 正)

第10条 この規則の改正は、運営委員会議が審議し、学長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、令和4年4月1日から施行する。